

香芝市管理職員継続研修等実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 8 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市管理職員継続研修等実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の管理職員（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 2 号）第 1 3 条の 2 第 1 項に定める管理又は監督の地位にある職員（保育所長、認定こども園長、幼稚園長及び香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 9 号）第 2 条に定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）として継続して論理的判断力、文書事務能力及び法的能力（以下「法務能力」という。）の維持及び向上を図るために実施する管理職員継続研修（以下「継続研修」という。）並びにその到達度を確認するための管理職員継続研修到達度確認試験（以下「到達度確認試験」という。）を実施することについて必要な事項を定めることにより、管理職員の職務遂行能力の維持及び向上を図り、もって行政運営の適正化及び効率化に資することを目的とする。

(管理職員の責務)

第 2 条 管理職員は、毎年度継続研修を受講するとともに、到達度確認試験を受験することにより、管理職員としての法務能力の維持及び向上に努めなければならない。

(到達度確認試験の方法等)

第 3 条 到達度確認試験の方法は、香芝市職員昇任候補者資格試験制度要綱（令和 6 年訓令乙第 2 号）第 5 条第 3 項に定める短答式試験とし、試験実施日は、香芝市職員 4 級昇任候補者資格試験の第 1 次試験の実施日と同日とする。

2 到達度確認試験の可否は、市長が別に定める基準により市長が決定する。

3 到達度確認試験を受けた者が、連続する 2 年度にわたって合格した場合は、前条の規定にかかわらず、その次年度以降において市長が別に定める期間、継続研修の受講及び到達度確認試験の受験を免れるものとする。

(結果の開示等)

第 4 条 到達度確認試験の結果は、全職員に開示するものとする。

2 前項の規定による開示の方法及び内容は、市長が別に定める。

3 職員は、第 1 項の規定により開示された到達度確認試験結果を職員以外の

者に口外してはならない。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。